

この保険は、王子ホールディングス株式会社をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として王子ホールディングス株式会社が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載のご提出締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

お問い合わせ先・事故時の連絡先

王子製紙保険サービス株式会社

代理店

〒104-0061 東京都中央区銀座5-12-8 王子ホールディングス1号館7階

TEL:03-3546-7911 FAX:03-3546-9258 受付時間:平日9:00~17:00

●北海道支店

- ・苫小牧営業所 TEL:0144-32-5332 FAX:0144-32-3830
- ・札幌営業所 TEL:011-818-3100 FAX:011-818-3200
- ・釧路営業所 TEL:0154-57-9066 FAX:0154-57-9133

●名古屋支店

- ・春日井営業所 TEL:0568-81-9889 FAX:0568-82-6363
- ・中津営業所 TEL:0573-66-1549 FAX:0573-66-1599

●関西支店

- ・京都営業所 TEL:075-671-8033 FAX:075-671-8066
- ・神崎営業所 TEL:06-6487-1090 FAX:06-6487-1091

- ・富士営業所 TEL:0545-63-3000 FAX:0545-61-8980
- ・富岡営業所 TEL:0884-23-6111 FAX:0884-23-6119
- ・米子営業所 TEL:0859-27-9166 FAX:0859-27-3152
- ・呉営業所 TEL:0823-74-8715 FAX:0823-72-7675
- ・大分営業所 TEL:097-528-8705 FAX:097-528-8687
- ・日南営業所 TEL:0987-31-1361 FAX:0987-31-1361

※支店・営業所で連絡が取れない場合は
本社へご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)本店営業第四部営業第一課

引受保険会社

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 TEL:03-3285-1239 受付時間:平日9:00~17:00

王子グループOBの皆様へ

2015年度版

団体総合生活保険

おまもり王子

今年から「おまもり王子」を王子グループの団体総合生活保険のペットネームにしました。

自転車プラン新登場

充実補償で約36%の割引

ご家族の加入もOK



中途加入も随時受付中!

募集種目

病気・けがプラン / 病気プラン / けがプラン
ゴルフプラン / 自転車プラン

ご提出締切日 2015年5月29日(金)

保険期間 2015年6月25日 午後4時 → 2016年6月25日 午後4時までの1年間

契約者 王子ホールディングス株式会社

保険料払込方法 ご指定の口座より2015年8月27日(木)に引き去ります(一時払)。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

お問い合わせ先：王子製紙保険サービス株式会社

目次

CONTENTS

王子グループ「おまもり王子」のしくみ	3~4ページ
病気・けがプラン(医療補償・傷害補償)	5ページ
病気プラン(医療補償)	6ページ
けがプラン(傷害補償)	7ページ
ゴルファープラン	8ページ
自転車プラン(傷害補償)	9ページ
サービスのご案内	10ページ
旧販売商品にご加入の方	11~12ページ
告知の大切さに関するご案内	13ページ
ご加入内容確認事項(意向確認事項)	14ページ
記入方法	15~17ページ
保険の対象となる方	18ページ
保険金のご請求手続き	19ページ
団体総合生活保険 補償の概要等	20~25ページ
重要事項説明書	26~30ページ

お客様を取り巻くリスクは様々です。
お客様のニーズに合った補償を組み合わせでご加入いただけます。

NEW 自転車事故のおまもり **9** ページ

・自転車プラン

病気中のおまもり **5~6** ページ

・病気・けがプラン
・病気プラン

けがへのおまもり **7** ページ

・けがプラン

ゴルフ中のおまもり **8** ページ

・ゴルファープラン



王子グループ「おまもり王子」の特徴

Point① 自転車プラン はじめました！

自転車運転中のけがの補償を充実させました。年3,060円からご加入いただけます。

Point② 充実補償で約36%の割引が適用！

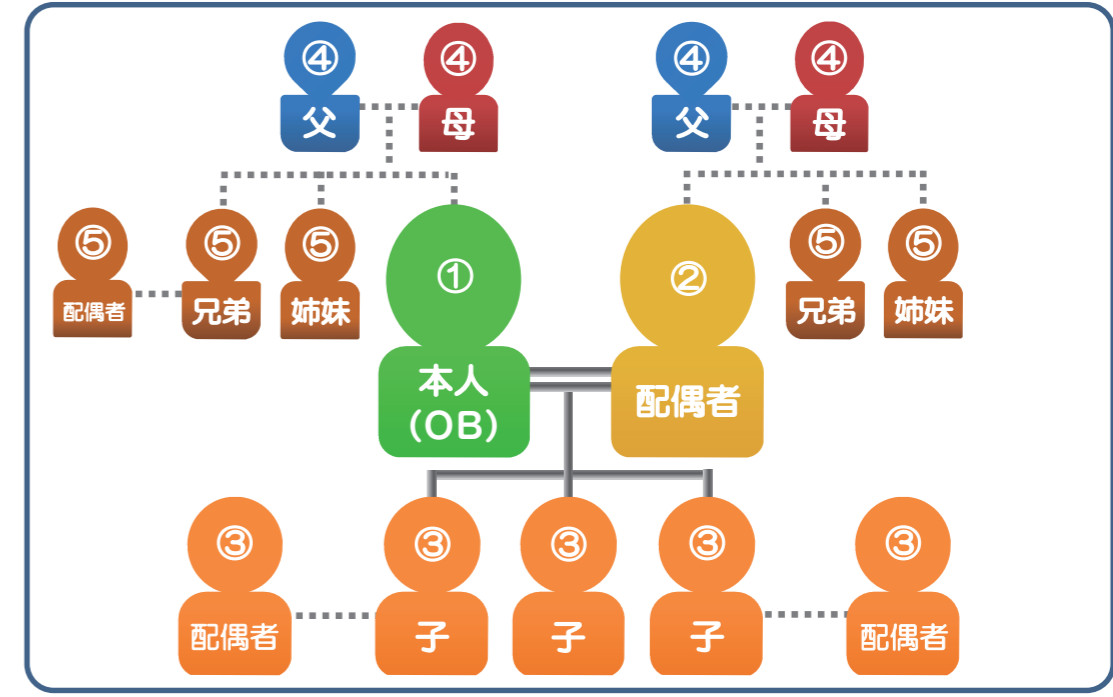
王子グループのスケールメリットにより、団体割引：25%、損害率による割引：15%が適用され、割安な保険料で病気もけがも補償されます。

Point③ ご家族もご加入いただけます！

ご家族、同居のご親族も、一部の補償を除き、すべてのコースに割引率など同じ条件でご利用いただくことができます。

ご加入条件

■ご加入いただける方の範囲(被保険者本人の範囲)
王子グループの①「OBご本人」およびその「家族」
「家族」とは、OBご本人の②「配偶者」・③「子ども」・④「両親」・⑤「兄弟姉妹」をいいます
(姻族を含み、同居・扶養の制限はありません)



※ご本人の加入有無にかかわらず、「家族」だけが加入いただくことも可能です。
※上記の他、「同居している親族」も対象とすることができます。
ただし家族型タイプ(Y・Z・J3タイプ)を除きます。
※「加入依頼書」の「被保険者本人の氏名欄」に記載できる方の範囲となります。
※詳細は18ページをご覧ください。

「おまもり王子」の特徴

補償内容

ご加入方法

保険の対象となる方

重要事項説明等

王子グループ「おまもり王子」のしくみ

病気・けがプラン

病気やけがによる医療費に備えて、
充実の補償をラインアップ!

入院
(R1・R2)

病気やけがで入院した

**手術
放射線治療**

病気やけがで手術した

先進医療

病気やけがで先進医療を受けた

**退院後
通院**
(R1)

病気やけがで退院後通院した

**けが
通院**

成人病で入院・手術した

**成人病入院・
手術**

成人病で入院・手術した

詳しくは5ページへ

けがプラン

日常生活の様々なシーンで起こりうる
危険や心配事も、これで安心!

**死亡・
後遺障害**

階段を踏み外してけがをした

**入院・
通院**

自動車にはねられたとき

**個人
賠償責任**
(Yのみ)

誤って他人にけがをさせた

詳しくは7ページへ

病気プラン

健康なうちに医療補償に加入!

病気入院

病気で入院した

病気手術

病気で手術をした

先進医療

病気で手術をした

放射線治療

病気で手術をした

**成人病入院・
手術**
(S1)

病気やけがで先進医療を受けた

**退院後
通院**

病気やけがで先進医療を受けた

詳しくは6ページへ

ゴルフアープラン

ゴルフのときもしっかり補償!

大切なゴルフ用品の損壊やゴルフ中に他人に
けがをさせた場合も補償

**けがと
賠償責任
の補償**

ゴルフで人にけがをさせたとき

**ゴルフ用品
の補償**

**ホールインワン
の補償**

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合の記念品購入費用等

詳しくは8ページへ

NEW!

自転車プラン

自転車運転中の賠償事故*1およびけがを補償します。

自転車で他人に
けがをさせてしまったとき。



自転車で転び、
けがをってしまったとき。



さらに、自転車運転中以外の以下の場合も補償の対象となります。

ご家族も含め、日常生活上での賠償事故*2を補償します。



ペットが人に
けがをさせてしまったとき



買い物にお店の商品を
誤って壊してしまったとき。

交通事故等によるけがを補償します。

※ 交通事故によるけがや駅構内におけるけが、交通乗用具の火災によるけが等。



乗車中の事故で
けがをってしまったとき。



自動車にはねられたとき。



駅のホームで転んだとき。

*1 個人賠償責任補償特約については、日常生活上で法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
*2 この特約には賠償事故解決に関する特約が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

自転車事故で問われる責任

自転車だから大丈夫。事故を起こしたとしても大事にはならない……。そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながります。道路交通法上、自転車は車両の一種(軽車両)です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また相手にけがを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

刑事上の責任

相手を死傷させた場合、
「重過失致死傷罪」となります。

民事上の責任

被害者に対する
損害賠償の責任を負います。

※交通事故を起こした場合には、左記2つの責任のほか、被害者を見舞い、誠実に謝罪するという「道義的な責任」を果たすことが重要です。

〈自転車での加害事故例〉

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

賠償額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)

(※)賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

日本損害保険協会調べ

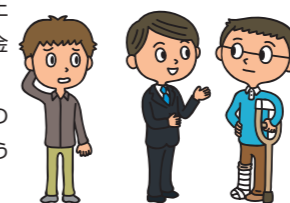
詳しくは9ページへ



示談交渉をご希望により代行致します!!



主に上記のような事故により法律上の賠償責任を負われたときに保険金をお支払いします。その際の示談交渉を、保険会社の担当スタッフがお客様に代わって行うことができます(国内の事故限定)。



示談交渉に伴うお客様の精神的負担が軽減されます!



病気・けがプラン (医療補償 傷害補償)

保険期間: 1年 団体割引: 25% 損害率による割引: 15%

※保険の対象となる方については、18ページをご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

病気やけがによる入院・通院、手術や先進医療等、幅広い補償をご用意しました。

タイプ名	保険金額(1口あたり)		
	R1	R2	R3
病気・けが入院 病気やけがで入院*1をしたとき *1 1回の入院について360日を限度とします。	1日あたり 5,000円		
病気・けが手術・放射線治療 病気やけがで手術*2や、放射線治療*3をしたとき *2 傷の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。 *3 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。	重大手術*4 : 20万円 上記以外の手術: 入院中 5万円、入院中以外 2.5万円 放射線治療 : 5万円 *4 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。		
先進医療 病気やけがで先進医療を受けたとき ※対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。	技術の費用に応じて 入院保険金日額の 10倍～610倍		
退院後通院 病気やけが(R1 R2)タイプは病気のみで入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したとき ※1回の入院後の通院について90日を限度とします。	病気のみ1日あたり 3,000円	病気・けがとも 1日あたり 3,000円	
けが通院 入院の有無にかかわらずけがで通院したとき ※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。 ※1事故について90日を限度とします。	けがのみ1日あたり 3,000円		
成人病入院、手術・放射線治療 がん、糖尿病や心疾患等、所定の成人病で入院*5や手術*6、放射線治療*7をしたとき *5 1回の入院について360日を限度とします。 *6 傷の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。 *7 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。	入院1日あたり 5,000円 入院中の手術 : 5万円 入院中以外の手術: 2.5万円 放射線治療 : 5万円		

個人型

職種級別: A (R1・R2 タイプのみ)

メディカルアシスト
ついてます!
詳細はP10

デイリーサポート
ついてます!
詳細はP10

一時払 保険料 (1口あたり)	年齢	R1	R2	R3
男女 共通	1歳～4歳	12,590円	12,340円	6,600円
	5歳～9歳	11,450円	11,200円	5,460円
	10歳～14歳	11,120円	10,910円	5,170円
	15歳～19歳	11,840円	11,520円	5,780円
	20歳～24歳	13,510円	13,140円	7,400円
	25歳～29歳	14,240円	13,560円	7,820円
	30歳～34歳	14,940円	13,970円	8,230円
	35歳～39歳	15,870円	14,500円	8,760円
	40歳～44歳	17,680円	15,680円	9,940円
	45歳～49歳	21,620円	18,490円	12,750円
	50歳～54歳	26,470円	21,710円	15,970円
	55歳～59歳	35,300円	27,560円	21,820円
	60歳～64歳	48,540円	36,900円	31,160円
	65歳～69歳	66,110円	48,610円	42,870円
更新のみ	70歳	91,870円	66,460円	60,720円
	71歳～74歳	91,870円	66,460円	60,720円
	75歳～79歳	118,090円	84,600円	78,860円
80歳	150,840円	105,500円	99,760円	

※保険料は、保険の対象となる方の年齢(保険期間の初日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。
※R1 R2タイプの保険料は保険の対象となる方の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業従事者等)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

病気プラン (医療補償)

保険期間: 1年 団体割引: 25% 損害率による割引: 15%

※保険の対象となる方については、18ページをご確認ください。

病気による入院・手術や先進医療等、必要補償額に応じてご選択ください。

けがの入院・通院等は補償されません。けがの補償は病気・けがプラン・けがプランをご参照ください。

タイプ名	保険金額(1口あたり)	
	S1	S2
病気入院 病気で入院したとき ※1回の入院について、360日を限度とします。	1日あたり 5,000円	
病気手術、放射線治療 病気で手術をしたとき*1、病気やけがで放射線治療*2を受けたとき *1 傷の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。 *2 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。	重大手術*3 : 20万円 上記以外の手術: 入院中 5万円、入院中以外 2.5万円 放射線治療 : 5万円 *3 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。	
先進医療 病気やけがで先進医療を受けたとき ※対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。	技術の費用に応じて 入院保険金日額の 10倍～610倍	
退院後通院 病気で入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したとき ※1回の入院後の通院について90日を限度とします。	病気のみ1日あたり 3,000円	
成人病入院、手術、放射線治療 がん、糖尿病や心疾患等、所定の成人病で入院*4、手術*5、放射線治療*6をしたとき *4 1回の入院について360日を限度とします。 *5 傷の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。 *6 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。	入院1日あたり 5,000円 入院中の手術 : 5万円 入院中以外の手術: 2.5万円 放射線治療 : 5万円	

個人型

メディカルアシスト
ついてます!
詳細はP10

デイリーサポート
ついてます!
詳細はP10

一時払 保険料 (1口あたり)	年齢	S1	S2
男女 共通	1歳～4歳	4,510円	4,260円
	5歳～9歳	3,370円	3,120円
	10歳～14歳	3,040円	2,830円
	15歳～19歳	3,760円	3,440円
	20歳～24歳	5,430円	5,060円
	25歳～29歳	6,160円	5,480円
	30歳～34歳	6,860円	5,890円
	35歳～39歳	7,790円	6,420円
	40歳～44歳	9,600円	7,600円
	45歳～49歳	13,540円	10,410円
	50歳～54歳	18,390円	13,630円
	55歳～59歳	27,220円	19,480円
	60歳～64歳	40,460円	28,820円
	65歳～69歳	58,030円	40,530円
更新のみ	70歳	83,790円	58,380円
	71歳～74歳	83,790円	58,380円
	75歳～79歳	110,010円	76,520円
80歳	142,760円	97,420円	

※保険料は、保険の対象となる方の年齢(保険期間の初日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

「おまもりエッセ」の特徴

補償内容

ご加入方法

保険の対象となる方

重要事項説明等

けがプラン(傷害補償)

保険期間:1年 団体割引:25%
損害率による割引:15%

※損害率による割引は、天災危険補償保険料には適用されません。
※保険の対象となる方については、18ページをご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

けが全般を補償する【日常生活全般補償】と、
交通事故等によるけがの補償に限定する
【交通事故等限定補償】をご用意しました。

⚠ 病気は補償されません。
病気の補償は病気・けが
プラン・病気プランを
ご参照ください。

⚠ 加入依頼書のタイプ名に
「K1~K8」「F1~F4」と表
示されている方は、11~12
ページをご確認ください。

タイプ名 [職種級別:A*1] 保険金額(1口あたり)	個人型				家族型		
	日常生活全般補償				交通事故等 限定補償	日常生活 全般補償	交通事故等 限定補償
	T1	T2	T3	T4	X	Y	Z
加入限度口数:	4口	4口	3口	3口	4口	4口	4口
天災の補償*2	×	×	○	○	×	×	×
けが入院*3 けがで入院をしたとき	1日あたり 5,000円						
けが手術*4 けがで手術をしたとき	入院中の手術: 5万円、入院中以外の手術: 2.5万円						
けが通院*5 けがで通院をしたとき	1日あたり 3,000円						
けが死亡・後遺障害 けがで死亡されたり、 後遺障害が生じたとき	1,450 万円	400 万円	1,600 万円	550 万円	1,000 万円	550 万円	500 万円
個人賠償責任 日本国内外を問わず、日常生活 中の偶然な事故により、他人に けがをさせたり、他人の物を 壊してしまったため、法律上の 損害賠償責任を負ったとき*6	×	×	×	×	×	国内:無制限 国外:1億円 *7	×
一時払保険料 (1口あたり) 男女共通 全年齢共通	21,020円	12,410円	25,130円	14,950円	6,820円	53,300円 *8	13,060円

※ 家族型(Y・Zタイプ)の保険金額は、本人・配偶者・親族ともに同額です。
*1 日常生活全般補償タイプの保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業従事者等)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。なお、家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合があります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
*2 ○は、天災危険補償特約セットありです。
*3 事故の日から365日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について365日を限度とします。
*4 事故の日から365日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。
*5 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
Point: Yタイプの個人賠償責任については、示談代行サービスが可能です!
*6 個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
*7 個人賠償責任は、加入口数にかかわらず1口のみとなります。
*8 Yタイプのタイプ名・一時払保険料は加入口数により、2口: Y2タイプ(105,630円)、3口: Y3タイプ(157,970円)、4口: Y4タイプ(210,300円)となります。

本年度の変更点

- 入院保険金対象日数の改定
- T1~T4、Yタイプの「けが死亡・後遺障害」の保険金額を改定

ゴルフアープラン

保険期間:1年 団体割引:25%
損害率による割引:15%

※保険の対象となる方については、18ページをご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

ゴルフ中の様々な事故を補償します。

個人型 男女共通 全年齢共通 加入限度口数 1口



タイプ名
保険金額

G1 G2 G3 G4 G5

対人・対物賠償責任(個人賠償責任)

日本国内外を問わず、ご本人*1が行うゴルフの練習、競技または指導中に他人にけがをさせたり、他人の物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負ったとき*2

国内:無制限補償 国外:1億円補償

ご自身のけが(傷害補償)

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」によりけがをされたとき

	G1	G2	G3	G4	G5
死亡・後遺障害	1,000万円	800万円	600万円	400万円	400万円
入院(1日あたり)	15,000円	12,000円	9,000円	6,000円	6,000円
手術*3	入院中: 15万円 入院中以外: 7.5万円	入院中: 12万円 入院中以外: 6万円	入院中: 9万円 入院中以外: 4.5万円	入院中: 6万円 入院中以外: 3万円	入院中: 6万円 入院中以外: 3万円
通院(1日あたり)	10,000円	8,000円	6,000円	4,000円	4,000円

ゴルフ用品の損害(携行品)

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、ゴルフ用品に生じた次の損害
①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り。)
②ゴルフクラブの破損、曲損

	G1	G2	G3	G4	G5
50万円	20万円	20万円	10万円	10万円	

ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝い費用等を負担したとき

	G1	G2	G3	G4	G5
100万円	50万円	30万円	20万円		

一時払保険料(1口あたり)

10,070円 5,200円 3,680円 2,530円 1,130円

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

Point①: 示談代行サービスが可能です!

*2 第三者に対する賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*3 傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。



「おまもり王子」の特徴

補償内容

ご加入方法

保険の対象となる方

重要事項説明等

NEW **自転車プラン(傷害補償)**

保険期間: **1年** 団体割引: **25%**
損害率による割引: **15%**

※保険の対象となる方については、18ページをご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

自転車運転中の対人・対物賠償
事故およびけがを補償します。



タイプ名
保険金額

男女
共通
全年齢
共通
加入限度口数
1口

交通事故等限定補償	
1人用タイプ	ご家族用タイプ
J1	J3

国内: **無制限補償** 国外: **1億円補償**

対人・対物賠償責任(個人賠償責任)
日本国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人にけがをさせたり、他人の物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負ったとき*

けが死亡・後遺障害
交通事故等によるけがで死亡されたり、後遺障害が生じたとき

200万円

けが入院*2
交通事故等によるけがで入院をしたとき

1日あたり **3,000円**

けが手術*3
交通事故等によるけがで手術をしたとき

入院中の手術: **3万円**、入院中以外の手術: **1.5万円**

けが通院*4
交通事故等によるけがで通院したとき

1日あたり **1,000円**

一時払保険料

3,060円 **6,280円**

※ ご家族用タイプ(**J3**)の保険金額は、本人・配偶者・親族共に同額です。

Point: 個人賠償責任については、示談代行サービスが可能です。
*1 個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
*2 事故の日から365日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について365日を限度とします。
*3 事故の日から365日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。
*4 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

★ 示談交渉をご希望により代行致します!!

主に上記のような事故により法律上の賠償責任を負われたときに保険金をお支払いします。
その際の示談交渉を、保険会社の担当スタッフがお客様に代わって行うことができます(国内の事故限定)。



サービスのご案内

団体総合生活保険の
すべての補償が対象となります。 **自動セット**



「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間: **24時間365日受付*1**

0120-708-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)
※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限り。 (親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

緊急医療相談 常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。	医療機関案内 夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関をご案内します。	予約制専門医相談 様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。
がん専用相談窓口 がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします(より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます。)		転院・患者移送手配*2 転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話での相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



受付時間: **9:00~17:00**
法律相談: **9:00~17:00**
税務相談: **14:00~16:00**
社会保険に関する相談: **9:00~17:00**
暮らしの情報提供: **10:00~16:00**

0120-285-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)
※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限り。 (親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

介護関連サービス ・電話介護相談(介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談) ・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」 ホームページアドレス http://www.kaigonw.ne.jp/	生活支援サービス ・法律・税務相談*1 ・社会保険に関する相談*2 ・暮らしの情報提供
---	---

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。
*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

ご注意ください (各サービス共通)

・保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じて提供します。
・メディカルアシストおよびデイリーサポートのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

「おまもり王子」の特徴

補償内容

ご加入方法

保険の対象となる方

重要事項説明等

重要

「旧フルガード保険」および「旧1年医療保険」にご加入の皆さまへ

現在「旧フルガード保険」「旧1年医療保険」にご加入の方は、現在ご加入のタイプでの継続のみ可能となり、下記タイプの新規加入はできませんのでご了承ください。
 加入内容に変更のない場合、自動更新となりますので更新用「加入依頼書」をご提出いただく必要はありません。
 また前記「病気がプラン」「病気がプラン」「病気がプラン」「ゴルフプラン」「自転車プラン」にもご加入いただけます。
 この機会にぜひ新制度へのご加入、加入コースの変更をご検討ください。

旧フルガード保険(傷害補償)

【保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引：15%】

【基本補償】 男女共通 全年齢共通 加入限度口数 1口

◆保険料・保険金額 ◆職種級別*1：A

コース		家族コース			
タイプ名		K1	K2	K3	K4
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	800万円	500万円	200万円
	入院保険金日額	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
	手術保険金額*2	入院中：10万円 入院中以外：5万円	入院中：8万円 入院中以外：4万円	入院中：5万円 入院中以外：2.5万円	入院中：3万円 入院中以外：1.5万円
通院保険金日額		5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
個人賠償責任(国内・国外)		1億円	1億円	1億円	1億円
携行品 免責金額(自己負担額)5,000円		30万円	30万円	20万円	10万円
一時払 保険料		96,070円	77,390円	52,860円	30,760円

コース		夫婦コース			
タイプ名		K5	K6	K7	K8
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	800万円	500万円	200万円
	入院保険金日額	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
	手術保険金額*2	入院中：10万円 入院中以外：5万円	入院中：8万円 入院中以外：4万円	入院中：5万円 入院中以外：2.5万円	入院中：3万円 入院中以外：1.5万円
通院保険金日額		5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
個人賠償責任(国内・国外)		1億円	1億円	1億円	1億円
携行品 免責金額(自己負担額)5,000円		30万円	30万円	20万円	10万円
一時払 保険料		48,820円	39,510円	27,150円	16,010円

コース		個人コース			
タイプ名		F1	F2	F3	F4
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	800万円	500万円	200万円
	入院保険金日額	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
	手術保険金額*2	入院中：10万円 入院中以外：5万円	入院中：8万円 入院中以外：4万円	入院中：5万円 入院中以外：2.5万円	入院中：3万円 入院中以外：1.5万円
通院保険金日額		5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
個人賠償責任(国内・国外)		1億円	1億円	1億円	1億円
携行品 免責金額(自己負担額)5,000円		30万円	30万円	20万円	10万円
一時払 保険料		26,440円	21,560円	14,850円	8,880円

*家族型・夫婦型の場合、傷害補償の保険金額は、ご本人・配偶者・ご親族とも同額となります。

*補償内容につきましては、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*1 保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員等)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。なお、夫婦型、家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

*2 傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。

本年度の変更点

- 入院保険金対象日数の改定

【オプション補償】 オプション補償のみのご継続、ご加入はできません。

◆保険料・保険金額

コース	各コース共通		
	KA	KB	KC
タイプ名			
ホールインワン・アルバイトロス費用	50万円	30万円	20万円
一時払 保険料	3,510円	2,100円	1,400円

コース	家族コース	夫婦コース	個人コース
	KP KQ KR	KS KT KU	FP FQ FR
タイプ名			
住宅内生活用財産 免責金額(自己負担額)5,000円	1,000万円	500万円	300万円
一時払 保険料	16,610円	11,070円	8,910円
	15,780円	10,530円	8,450円
	15,470円	10,300円	8,300円

病気がプラン

【保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引：15%】

個人型

男女共通

加入限度口数 2口

タイプ名 S3

疾病入院保険金日額(1口あたり) 4,000円(1入院支払限度日数180日)

年齢	一時払保険料	年齢	一時払保険料	年齢	一時払保険料	年齢	一時払保険料
1~4歳	1,730円	25~29歳	1,670円	50~54歳	5,620円	75~79歳	29,880円
5~9歳	1,770円	30~34歳	1,720円	55~59歳	7,820円	80歳	43,770円
10~14歳	1,710円	35~39歳	2,150円	60~64歳	11,320円		
15~19歳	1,850円	40~44歳	2,950円	65~69歳	15,760円		
20~24歳	1,910円	45~49歳	4,190円	70~74歳	21,630円		

*手術保険金不担保特約(医療用)がセットされているため、手術保険金・放射線治療保険金は補償されません。

*保険料は、保険の対象となる方の年齢(保険期間の初日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

*補償内容につきましては、後記「補償の概要等」をご確認ください。

旧1年医療保険(医療補償)

【保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引：15%】

個人型

男女共通

加入限度口数 2口

タイプ名 A

個人型

男女共通

加入限度口数 2口

タイプ名 B

項目	タイプ名 A	タイプ名 B
疾病・傷害入院保険金日額(1日あたり)	5,000円(1入院支払限度日数360日)	5,000円(1入院支払限度日数360日)
疾病・傷害手術保険金額	重大手術*1:20万円 上記以外の手術:入院中5万円、入院中以外2.5万円	重大手術*1:20万円 上記以外の手術:入院中5万円、入院中以外2.5万円
放射線治療保険金額	5万円	5万円
退院後通院保険金日額(1日あたり)	3,000円(1入院支払限度日数90日)	3,000円(1入院支払限度日数90日)
先進医療保険金額(技術の費用に応じて)	5~305万円	5~305万円
特定疾患保険金額	15万円	15万円
成人病入院保険金日額(1日あたり)	—	5,000円(1入院支払限度日数360日)

年齢	月払保険料	年齢	月払保険料	年齢	月払保険料	年齢	月払保険料
2~4歳	620円	45~49歳	1,190円	2~4歳	630円	45~49歳	1,360円
5~9歳	520円	50~54歳	1,470円	5~9歳	530円	50~54歳	1,760円
10~14歳	490円	55~59歳	2,010円	10~14歳	500円	55~59歳	2,500円
15~19歳	550円	60~64歳	2,870円	15~19歳	560円	60~64歳	3,640円
20~24歳	690円	65~69歳	3,940円	20~24歳	700円	65~69歳	5,110円
25~29歳	730円	70~74歳	5,580円	25~29歳	750円	70~74歳	7,310円
30~34歳	770円	75~79歳	7,250円	30~34歳	800円	75~79歳	9,740円
35~39歳	820円	80歳	9,160円	35~39歳	880円	80歳	12,800円
40~44歳	930円			40~44歳	1,030円		

*保険料は、保険の対象となる方の年齢(保険期間の初日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

*補償内容につきましては、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*1 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*2 成人病手術保険金不担保特約がセットされているため、成人病手術保険金・成人病放射線治療保険金は補償されません。

⚠ 「旧1年医療保険」の保険料払込方法は月払い(ご指定の口座から9月より毎月27日に引去)となります。

「おまもりエッセ」の特徴

補償内容

ご加入方法

保険の対象となる方

重要事項説明等

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

医療補償に新たに加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

告知書は保険の対象となる方**ご自身がありのままにご記入**ください*1。
告知の内容が**正しくない場合には、ご加入が解除され、
保険金をお受け取りいただけないことがあります***2。

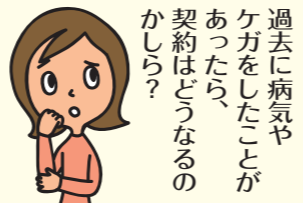


自分でしっかり
書かなきゃ。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に**病気やケガをされたことがある場合、
お引受けは次のA～Cのいずれかになります。**

A お引受けいたします(補償対象外となる病気・症状の設定はありません。)
B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします(なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)
C 今回はお引受けできません。



過去に病気や
ケガをしたことが
あったら、
契約はどうなるの
かしら?

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容に
ついてご確認させていただく場合があります。**

えっと、
1年前に…



告知内容を
確認させて
ください。

告知いただく内容例は次のとおりです。

詳しくは「**団体総合生活保険加入依頼書**」
B健康状態告知書をご確認ください。

- ①入院または手術の有無(予定を含みます)
- ②告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無等

〈以下のケースもすべて告知が必要です。〉

- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。

△ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

医療補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。
(ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。)



よろしくお願
いたします。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 確認して
チェック
しましょう!
- 保険金をお支払いする主な場合
 - 保険金額、免責金額(自己負担額)
 - 保険期間
 - 保険料・保険料払込方法
 - 保険の対象となる方

2 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

- 『医療補償にご加入の場合のみ』ご確認ください。
 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
- 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。
 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?
- 『傷害補償にご加入の場合のみ』ご確認ください。
 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか?
※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。
○職種級別Aに該当する方:
「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方
○職種級別Bに該当する方:
「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)
※交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットしている場合には、確認不要です。

全ての補償共通 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
※現在のご加入を解約して新たに加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。
*1 例えば、賠償責任に関する補償にご加入の場合で、他に同種のご加入をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

ご提出先 王子製紙保険サービス株式会社

ご提出締切日：5月29日(金)(必着)

【新規ご加入の方】・【更新の方：団体総合生活保険】

お届け書類



パンフレット (本冊子)



団体総合生活保険 加入依頼書



口座振替依頼書

ご加入方法

お手元の加入依頼書、口座振替依頼書に記入してご提出ください。
◆加入依頼書D・E・F(保険会社提出用、代理店写)計3枚をご提出ください。
◆「金融機関提出用」、「明治安田システム・テクノロジー株式会社用」および「委託者保管用」の計3枚をご提出ください。

現在、旧フルガード保険、旧1年医療保険にご加入の方で、新たに病気・けがプラン、病気プラン、けがプラン、自転車プラン、ゴルフプランにご加入の方もご提出ください。

加入依頼書記載のC「ご加入に際して」をご参照のうえ、住所・氏名・生年月日等の必要事項をご記入・ご署名ください。

【R1・R2タイプ、T1~T4・Yタイプにご加入の方のみ】
下記、職種別Bに該当しない方は、Aに○をつけてください。
【職種別Bに該当する方】「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「探鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上6職種)

※「自動車運転者」とは自動車運転を主業務とする職業の方です。「建設作業者」には監督者を含みません。
職種別Bに該当する方は代理店王子製紙保険サービス株式会社までお問い合わせください。

<告知>
【病気・けがプランおよび病気プランに新たにご加入の方、補償内容をアップされる方】のみ
B「健康状態告知書」をご確認のうえ、D「加入依頼書」にご署名ください。

<告知時のご注意事項>
被保険者(本人またはお子様)が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・補助人)の代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、被保険者に代わって「被保険者本人欄」および「親権者・後見人等欄」双方にご署名ください。

【新規ご加入の方】
保険の対象となる方(ご本人)のお名前・生年月日・性別・他の保険契約等、ご加入いただくタイプ等をご記入ください。記入を誤った場合は二重線で抹消のうえご加入者の訂正印をお願いします。

【保険の対象となる方(被保険者)】
ご希望のお取扱い
D「ご加入に際して」記載の【ご記入上のご注意】を参照し、該当の項目に必ず○をつけてください。

(加入依頼書イメージ)

加入依頼書が不足する場合は王子製紙保険サービスまでご連絡ください。

ご提出先 王子製紙保険サービス株式会社

ご提出締切日：5月29日(金)(必着)

【更新の方：旧フルガード保険】

お届け書類



パンフレット (本冊子)



旧フルガード保険 継続確認書



団体総合生活保険 加入依頼書 (新規加入用)

お手続きの方法

現在のご加入内容に変更のある方のみ、お手元の継続確認書に記入してご提出ください。
◆加入内容に変更のない場合、自動更新になります。加入依頼書をご提出いただく必要はございません。
◆タイプ内容に変更のある方、または記載内容に誤りの方は、加入依頼書D・E・F(保険会社提出用、代理店写)計3枚をご提出ください。

現在、旧フルガード保険にご加入の方で、新たに病気・けがプラン、病気プラン、けがプラン、自転車プラン、ゴルフプランにご加入を希望の方は15ページをご参照ください。

【記載誤りがある場合】
印字内容を二重線で抹消のうえ、正しい内容を余白にご記入ください。

【記載漏れがある場合】
生年月日欄等に記載漏れがありましたら、必ずご記入ください。

ご署名(自署)
D「ご加入に際して」記載の【ご加入時の同意内容について】をご確認のうえ、必ずフルネームによる自署をお願いいたします(法人の場合は、ご記名・ご捺印ください。)

ご希望のお取扱い
D「ご加入に際して」記載の【ご記入上のご注意】を参照し、該当の項目に必ず○をつけてください。

【傷害補償の補償内容を変更する場合】
印字内容を二重線で抹消のうえ、今回ご加入いただくタイプ名、変更後の保険料をご記入ください。

(加入依頼書イメージ)

「おまもり王子」の特徴

補償内容

ご加入方法

保険の対象となる方

重要事項説明等

【更新の方：旧1年医療保険】

お届け書類



パンフレット
(本冊子)



旧1年医療保険
継続確認書



団体総合生活保険
加入依頼書
(新規加入用)

お手続きの方法

現在のご加入内容に変更のある方のみ、お手元の継続確認書に記入してご提出ください。
 ◆加入内容に変更のない場合、自動更新になります。加入依頼書をご提出いただく必要はございません。
 ◆タイプ内容に変更のある方、または記載内容に誤りのある方は、加入依頼書D・E・F(保険会社提出用、代理店写)計3枚をご提出ください。

現在、旧1年医療保険にご加入の方で、新たに病気・けがプラン、病気プラン、けがプラン、自転車プラン、ゴルフプランにご加入を希望の方は15ページをご参照ください。

(加入依頼書イメージ)

【記載誤りがある場合】
 印字内容を二重線で抹消のうえ、正しい内容を余白にご記入ください。

【記載漏れがある場合】
 生年月日欄等に記載漏れがありましたら、必ずご記入ください。

ご署名(自署)
 D「ご加入に際して」記載の「ご加入時の同意内容について」をご確認のうえ、必ずフルネームによる自署をお願いいたします(法人の場合は、ご記名・ご捺印ください)。

ご希望のお取扱い
 D「ご加入に際して」記載の「ご記入上のご注意」を参照し、該当の項目に必ず○をつけてください。

「旧1年医療保険」の保険料払込方法は月払い(9月より引去開始)となります。

保険の対象となる方

～病気・けがプラン、病気プラン、けがプラン、自転車プラン、ゴルフプラン、旧1年医療保険～ (更新のみ)

それぞれの基本補償および加入タイプにより、ご加入いただける型は下記のとおりとなります。

基本補償	右記以外のタイプ	Y・J3タイプ	Zタイプ
医療補償、旧1年医療保険	個人型	—	—
傷害補償	個人型	家族型	家族型
個人賠償責任	個人型	家族型	—
携行品、ホールインワン・アルバトロス費用	個人型	—	—

保険の対象となる方は下記のとおりです。

	個人型	家族型
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族*2	—	○
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚*3のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 ※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者である場合は、ご本人*1の親権者およびその他の法定の監督義務者も保険の対象となる方に含まれます。
 *1 下表の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【医療補償以外】

	右記以外のタイプ	Y・Z・J3タイプの場合
①王子ホールディングス株式会社およびその系列会社*4の退職者	○	○
②上記①の家族	○	○
③上記①と同居されているご親族の方	○	×

【医療補償】

年齢*5	左記以外の条件
満1歳以上満70歳以下 (更新は満80歳以下)	①王子ホールディングス株式会社およびその系列会社*4の退職者 ②上記①の家族 (1) 配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 (2) 上記①と同居されているご親族の方

【旧1年医療保険(更新のみ)】

年齢*5	左記以外の条件
満2歳以上満80歳以下 (更新のみ)	①王子ホールディングス株式会社およびその系列会社*4の退職者 ②上記①の家族 (1) 配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 (2) 上記①と同居されているご親族の方

*2 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
 *3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 *4 対象となる系列会社につきましては、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
 *5 保険期間の初日時点の満年齢をいいます。

～旧 フルガード保険(更新のみ)～

それぞれのコースについて、ご加入いただける型は下記のとおりとなります。

基本補償	個人コース	夫婦コース	家族コース
傷害補償、携行品	個人型	夫婦型	家族型
個人賠償責任	家族型	家族型	家族型
オプション	個人型	個人型	個人型
ホールインワン・アルバトロス費用	個人型	夫婦型	家族型
住宅内生活用動産	個人型	—	—

保険の対象となる方は下記のとおりです。

	個人型	夫婦型	家族型
ご本人*1	○	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○	○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族*2	—	—	○
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚*3のお子様	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 ※個人賠償責任については「家族型」のみ、ホールインワン・アルバトロス費用については「個人型」のみに限定されます。
 ※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者である場合は、ご本人*1の親権者およびその他の法定の監督義務者も保険の対象となる方に含まれます。
 *1 下表の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

	個人コース	夫婦コース 家族コース
①王子ホールディングス株式会社およびその系列会社*4の退職者	○	○
②上記①の家族	○	○
③上記①と同居されているご親族の方	○	×

*2 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
 *3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 *4 対象となる系列会社につきましては、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

「おまもり王子」の特徴

補償内容

ご加入方法

保険の対象となる方

重要事項説明等

保険金のご請求手続き

保険金請求方法

親切・丁寧にアドバイスいたします!

事故発生

お電話
ください

お手元に書類が
届きます

書類を
ご送付ください

手続き完了

傷害(けがの補償)の場合

次の内容を王子製紙保険サービスの各拠点へご連絡ください。(連絡先はパンフレット裏面をご確認ください)

いつ どこで 誰が どのように どうされたか

王子製紙保険サービスからご自宅へ「保険金請求書」をお届けします。

けがが治ったら、次の書類をお送りください。

書類はご請求金額により異なります。 ※場合によっては追加の書類等をいただくことになります。

ご請求金額が10万円以下の場合(手術保険金を含まない金額)

保険金請求書(入院・通院状況などを自己申告)
場合によって、以下が必要となります
【入通院保険金請求時】入通院期間が記載された領収書等
【手術保険金請求時】診療明細書等

ご請求金額が10万円超の場合

①保険金請求書 ②診断書等(診断書等のとりつけ費用はお客様ご自身の負担となります)

傷害(けがの補償)以外の場合:事故内容により手続きが異なります。

お取り付け(ご提出)いただく書類が異なります。

こんなに
お役に立って
います!

王子グループ内の
お支払い実績

年度	お支払い実績	お支払い保険金
2013年度	819件	約84,945千円

※2015年2月時点のお支払い実績です。
(内訳 医療補償:約18,763千円
傷害補償:約61,273千円
その他 :約4,909千円)

中途加入のお取扱い

保険期間中、いつでも中途加入が可能です
お近くの拠点へご連絡下さい



■団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、各タイプの説明ページをご確認ください。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

1. 病気・けがプラン・病気プラン・けがプラン・自転車プラン・旧1年医療保険・旧フルガード保険

※ゴルフプランについては、「2.ゴルフプラン」をご確認ください。

【医療補償】(病気・けがプラン、病気プラン、旧1年医療保険)

病気やけが等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金 病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合に保険金をお支払いします。 【お支払額】 疾病入院保険金日額×(入院日数-疾病入院免責日数*1) ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決められた一定の日数(本契約では0日)のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決められた一定の日数(本契約では360日(S3タイプのみ180日))のことをいいます。	・戦争、内乱、暴動等によって生じた病気やけが*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やけが*1 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた病気やけが*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やけが ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やけが(その方が受け取るべき金額部分)
	疾病手術保険金 病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合に、保険金をお支払いします。 【お支払額】 重大手術(重大手術の詳細は、欄外ご参照) 疾病入院保険金日額の40倍 上記以外 入院中 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外 疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、抜歯、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術(時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等)があります。	・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やけが ・無免許運転、麻薬等を使用している場合の運転、酒気帯び運転をして生じた病気やけが ・刑の執行によって生じた病気やけが ・精神障害を原因とする事故によって被ったけが ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やけが ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的覚所見のないもの
	放射線治療保険金 病気やけがの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合に、疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やけが*2*3 等
	傷害入院保険金 けがによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合に保険金をお支払いします。 【お支払額】 傷害入院保険金日額×(入院日数-傷害入院免責日数*1) ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度(傷害入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のけがをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決められた一定の日数(本契約では0日)のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決められた一定の日数(本契約では360日)のことをいいます。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やけがについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。 *3 告知対象外の病気やけがであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
	傷害手術保険金 けがの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合に、保険金をお支払いします。 【お支払額】 重大手術(重大手術の詳細は、欄外ご参照) 傷害入院保険金日額の40倍 上記以外 入院中 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外 傷害入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、抜歯、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術(時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等)があります。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やけが(医学上重要な関係がある病気やけがを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。(重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。)

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

「おまもり王子」の特徴

補償内容

ご加入方法

保険の対象となる方

重要事項説明等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合																																																								
退院後通院保険金特約	<p>保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院を開始した場合において、退院した後、その病気やけがによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされたときに、退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院の原因となった病気やけがの治療のための通院(往診を含みます。) ●退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること <p>※疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やけがのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※退院後通院傷害不担保特約がセットされているタイプは、傷害による退院後通院保険金はお支払いできません。</p>	(医療補償基本特約と同じ)																																																								
先進医療特約	<p>病気やけがによって、保険期間中に先進医療を受けた場合に、先進医療の技術に係る費用に応じて疾病入院保険金日額の10倍～610倍の額をお支払いします。</p> <p>「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)</p>																																																									
成人病追加支払特約	<p>成人病(悪性新生物(がん)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合に保険金をお支払いします。</p> <p>お支払額 疾病入院保険金日額×(入院日数-疾病入院免責日数*1)</p> <p>ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。</p> <p>※成人病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の成人病となっても成人病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数(本契約では0日)のことをいいます。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数(本契約では360日)のことをいいます。</p>																																																									
	<p>成人病(悪性新生物(がん)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*1や放射線治療*2を受けた場合に、保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">お支払額</td> <td>成人病手術保険金</td> <td>入院中</td> <td>疾病入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入院中以外</td> <td>疾病入院保険金日額の5倍</td> </tr> <tr> <td></td> <td>成人病放射線治療保険金</td> <td></td> <td>疾病入院保険金日額の10倍</td> </tr> </table> <p>*1 傷の処置、抜歯、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術(時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等)があります。</p> <p>*2 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	お支払額	成人病手術保険金	入院中	疾病入院保険金日額の10倍		入院中以外	疾病入院保険金日額の5倍		成人病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額の10倍																																														
お支払額	成人病手術保険金		入院中	疾病入院保険金日額の10倍																																																						
		入院中以外	疾病入院保険金日額の5倍																																																							
	成人病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額の10倍																																																							
特定疾患保険金特約	<p>所定の特定疾患によって医師等の治療を必要とし、保険期間中、かつ、その特定疾患により交付された医療受給者証等の有効期間中に、その治療のため入院を開始された場合に、疾病入院保険金日額の30倍の額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、1回限りとします。</p> <p>なお、所定の特定疾患とは、厚生労働省が指定した原因不明の難治性疾患のうち、2014年12月31日時点で特定疾患治療研究事業の対象とされていた疾患をいい、以下の56疾患となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>ベーチェット病</td> <td>多発性硬化症</td> <td>重症筋無力症</td> <td>全身性エリテマトーデス</td> </tr> <tr> <td>スモン</td> <td>再生不良性貧血</td> <td>サルコイドーシス</td> <td>筋萎縮性側索硬化症</td> </tr> <tr> <td>強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎</td> <td>特発性血小板減少性紫斑病</td> <td>結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎)</td> <td>潰瘍性大腸炎</td> </tr> <tr> <td>大動脈炎症候群</td> <td>ピュルガー病(パージャー病)</td> <td>天疱瘡</td> <td>脊髄小脳変性症</td> </tr> <tr> <td>クローン病</td> <td>難治性肝炎のうち劇症肝炎</td> <td>悪性関節リウマチ</td> <td>パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)</td> </tr> <tr> <td>アミロイドーシス</td> <td>後縦靭帯骨化症</td> <td>ハンチントン病</td> <td>モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)</td> </tr> <tr> <td>ウェゲナー肉芽腫症</td> <td>特発性拡張型(うっ血型)心筋症</td> <td>多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイドレーガー症候群)</td> <td>表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)</td> </tr> <tr> <td>膿疱性乾癬</td> <td>広範脊柱管狭窄症</td> <td>原発性胆汁性肝硬変</td> <td>重症急性膵炎</td> </tr> <tr> <td>特発性大腿骨頭壊死症</td> <td>混合性結合組織病</td> <td>原発性免疫不全症候群</td> <td>特発性間質性肺炎</td> </tr> <tr> <td>網膜色素変性症</td> <td>プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルトマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症)</td> <td>肺動脈性肺高血圧症</td> <td>神経線維腫症I型、神経線維腫症II型</td> </tr> <tr> <td>亜急性硬化性全脳炎</td> <td>バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群</td> <td>慢性血栓塞栓性肺高血圧症</td> <td>ライソゾーム病(ライソゾーム病、ファブリー病)</td> </tr> <tr> <td>副腎白質ジストロフィー</td> <td>家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)</td> <td>脊髄性筋萎縮症</td> <td>球脊髄性筋萎縮症</td> </tr> <tr> <td>慢性炎症性脱髄性多発神経炎</td> <td>肥大型心筋症</td> <td>拘束型心筋症</td> <td>ミトコンドリア病</td> </tr> <tr> <td>リンパ脈管筋腫症(LAM)</td> <td>重症多形滲出性紅斑(急性期)</td> <td>黄色靭帯骨化症</td> <td>間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症)</td> </tr> </table>	ベーチェット病	多発性硬化症	重症筋無力症	全身性エリテマトーデス	スモン	再生不良性貧血	サルコイドーシス	筋萎縮性側索硬化症	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	特発性血小板減少性紫斑病	結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎)	潰瘍性大腸炎	大動脈炎症候群	ピュルガー病(パージャー病)	天疱瘡	脊髄小脳変性症	クローン病	難治性肝炎のうち劇症肝炎	悪性関節リウマチ	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)	アミロイドーシス	後縦靭帯骨化症	ハンチントン病	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	ウェゲナー肉芽腫症	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイドレーガー症候群)	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	膿疱性乾癬	広範脊柱管狭窄症	原発性胆汁性肝硬変	重症急性膵炎	特発性大腿骨頭壊死症	混合性結合組織病	原発性免疫不全症候群	特発性間質性肺炎	網膜色素変性症	プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルトマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症)	肺動脈性肺高血圧症	神経線維腫症I型、神経線維腫症II型	亜急性硬化性全脳炎	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	ライソゾーム病(ライソゾーム病、ファブリー病)	副腎白質ジストロフィー	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	脊髄性筋萎縮症	球脊髄性筋萎縮症	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	肥大型心筋症	拘束型心筋症	ミトコンドリア病	リンパ脈管筋腫症(LAM)	重症多形滲出性紅斑(急性期)	黄色靭帯骨化症	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症)	
ベーチェット病	多発性硬化症	重症筋無力症	全身性エリテマトーデス																																																							
スモン	再生不良性貧血	サルコイドーシス	筋萎縮性側索硬化症																																																							
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	特発性血小板減少性紫斑病	結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎)	潰瘍性大腸炎																																																							
大動脈炎症候群	ピュルガー病(パージャー病)	天疱瘡	脊髄小脳変性症																																																							
クローン病	難治性肝炎のうち劇症肝炎	悪性関節リウマチ	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)																																																							
アミロイドーシス	後縦靭帯骨化症	ハンチントン病	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)																																																							
ウェゲナー肉芽腫症	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイドレーガー症候群)	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)																																																							
膿疱性乾癬	広範脊柱管狭窄症	原発性胆汁性肝硬変	重症急性膵炎																																																							
特発性大腿骨頭壊死症	混合性結合組織病	原発性免疫不全症候群	特発性間質性肺炎																																																							
網膜色素変性症	プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルトマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症)	肺動脈性肺高血圧症	神経線維腫症I型、神経線維腫症II型																																																							
亜急性硬化性全脳炎	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	ライソゾーム病(ライソゾーム病、ファブリー病)																																																							
副腎白質ジストロフィー	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	脊髄性筋萎縮症	球脊髄性筋萎縮症																																																							
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	肥大型心筋症	拘束型心筋症	ミトコンドリア病																																																							
リンパ脈管筋腫症(LAM)	重症多形滲出性紅斑(急性期)	黄色靭帯骨化症	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症)																																																							

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やけが(医学上重要な関係がある病気やけがを含みます。)

によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【傷害補償】(**病気・けがプランR1・R2タイプ**、 **けがプラン**、 **自転車プラン**、 **旧フルガード保険**)

「急激かつ偶然な外来の事故」(「交通事故傷害危険のみ補償特約」がセットされている場合は「交通事故等*1」)により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具*3との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具*3に搭乗している間の事故
- 乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- 交通乗用具*3の火災による事故

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

ケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合					
死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>・戦争、内乱、暴動等によって生じたケガ*1</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ(ただし、天災危険補償特約がセットされている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについても保険金をお支払いします。)</p> <p>・核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</p> <p>・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</p> <p>・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じたケガ</p> <p>・刑の執行によって生じたケガ</p> <p>・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等</p>					
	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>						
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて365日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について365日が限度となります。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>						
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合に、保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">お支払額</td> <td>入院中</td> <td>入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td>入院中以外</td> <td>入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table> <p>ただし、1事故について事故の日からその日を含めて365日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります*3。</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍	入院中以外	入院保険金日額の5倍	<p><「交通事故傷害危険のみ補償特約」がセットされていない場合のみ></p> <p>・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・オートデスター、オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</p>
	お支払額		入院中	入院保険金日額の10倍			
入院中以外		入院保険金日額の5倍					
<p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	<p><「交通事故傷害危険のみ補償特約」がセットされている場合のみ></p> <p>・職務または実習のために船舶に搭乗している間、航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を保険の対象となる方が操縦または職務として搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・グライダー、飛行船等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・職務として荷物の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業に直接起因する事故によって被ったケガ</p> <p>・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業に直接起因する事故によって被ったケガ</p> <p>・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ</p>						
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に、通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p>	<p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>					

※ **病気・けがプランR1・R2タイプ** で補償対象となるのは、上記の通院保険金部分です。病気・けがプランの傷害入院保険金、傷害手術保険金の内容につきましては、20、21ページをご確認ください。

「おまもりエッセ」の特徴

補償内容

ご加入方法

保険の対象となる方

重要事項説明等

【賠償責任に関する補償】(**けがプランYタイプ**、**自転車プラン**、**旧フルガード保険**)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外での以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします(免責金額(自己負担額)はありません。)。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。</p> <p>●日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>※個人賠償責任補償特約には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。</p>	<p>ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両(ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます*2。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>等</p> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p> <p>*2 ゴルフ・カートの使用に起因する損害賠償責任は、保険金のお支払いの対象となりますが、保険の対象となる方が運転するゴルフ・カート自体の損壊等に対する損害賠償責任については、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p>
	<p>以下のもは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車・自転車、船舶等 サーフボード、ラジコン模型等 携帯電話、ノート型パソコン等 コンタクトレンズ、眼鏡等 手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 設備・什器や商品・製品等 動物、植物等の生物 データやプログラム等の無体物 <p>等</p>	

【財産に関する補償】(**旧フルガード保険**)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外での、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財の損害を補償します。損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<p>ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</p> <p>・無免許運転、麻薬等を使用している間の運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的の事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害</p> <p>等</p> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>
	<p>以下のもは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車・自転車、船舶等 サーフボード、ラジコン模型等 携帯電話、ノート型パソコン等 コンタクトレンズ、眼鏡等 手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 設備・什器や商品・製品等 動物、植物等の生物 データやプログラム等の無体物 <p>等</p>	

【財産に関する補償】(**旧フルガード保険**)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産特約	<p>国内での保険の対象となる方の居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1の損害を補償します。損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個あたり30万円を限度)とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 *2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<p>ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している間の運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的の事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害</p> <p>等</p> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>
	<p>以下のもは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車・自転車、船舶等 サーフボード、ラジコン模型等 携帯電話、ノート型パソコン等 コンタクトレンズ、眼鏡等 手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 設備・什器や商品・製品等 動物、植物等の生物 データやプログラム等の無体物 <p>等</p>	

2. **ゴルファープラン**

【傷害補償】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- *2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

ケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合						
死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>・戦争、内乱、暴動等によって生じたケガ*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用している間の運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ</p>						
	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・刑の執行によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンクグライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートデスター、オートバイ、自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ハターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p>等</p>						
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として挙げられている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>お支払額</td> <td>入院中</td> <td>入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入院中以外</td> <td>入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table> <p>ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限り、また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限り*3。</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限り、(を)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍		入院中以外	入院保険金日額の5倍	<p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>
お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍						
	入院中以外	入院保険金日額の5倍						
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)*された場合に、通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p>							

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 + ゴルフ賠償責任補償特約	<p>ご本人*1の国内外でのゴルフの練習、競技または指導*2中に他人(キャディを含みます。)にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします(免責金額(自己負担額)はありません。)</p> <p>あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手数料費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。</p> <p>*個人賠償責任補償特約には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>*東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>	<p>ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 航空機、船舶、車両(ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます*2。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p>等</p> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p> <p>*2 ゴルフ・カートの使用に起因する損害賠償責任は、保険金のお支払いの対象となりますが、保険の対象となる方が運転するゴルフ・カート自体の損壊等に対する損害賠償責任については、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p>

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約 + ゴルフ用品補償特約	<p>国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に生じた次の損害を補償します。</p> <p>① ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。)</p> <p>② ゴルフクラブの破損、曲損 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手数料費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。</p> <p>* ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。</p> <p>* 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<p>ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 無免許運転、麻薬等を使用している間の運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 自然の消耗またはさび・かび等による損害 すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 電氣的または機械的事故に起因する損害 保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害</p> <p>等</p> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

【費用に関する補償】(G1・G2・G3・G4タイプ のみ)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合				
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下表のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、達成のお祝いとして実際にかかった費用等*1を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>同伴競技者および同伴キャディ等*2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</td> </tr> </table> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p> <p>*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用者や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外のもので、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p>	①	同伴競技者および同伴キャディ等*2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)	②	記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス	<p>・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用者である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p>等</p> <p>「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります(例:保険金額が30万円と50万円の2件のご契約にご加入されても、50万円が通算の支払限度額となります。)</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約または共済契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p>
①	同伴競技者および同伴キャディ等*2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)					
②	記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス					

※ **旧フルガード保険** のホールインワン・アルバトロス費用の補償も上記と同様になります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

【マークのご説明】



ご加入いただく保険の特に重要な情報です。



お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

I ご加入時にご確認いただきたいこと

ご家族等を保険の対象とする方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。



1 保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)

ご加入の保険契約の保険期間および責任開始日時については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

2 保険料の払込方法等

●保険料の払込方法について



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

●保険料の一括払込みが必要な場合について



ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- 脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- 資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

* 保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者である団体を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご契約のうちそのご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、そのご加入者の加入部分*1を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

* 医療補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記8告知義務・通知義務等をご確認ください。

*1 そのご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない方および補償だけでなく、従来よりご加入の保険料を払込みいただいていた方および補償も含まれます。)

3 保険金額等の設定について

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。医療補償においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額の増額等はできません。あらかじめご了承ください。



4 保険金受取人の指定について

●傷害補償

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険にご加入したことについてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。



5 他の保険契約等がある場合

他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご加入の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご加入の際に必ず加入依頼書等に記載してください。

なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。



6 保険料

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

7 補償の内容

“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

8 告知義務・通知義務等

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項です。

告知義務：加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。なお、お引受けする補償によっては、★または☆が付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの告知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

通知義務：加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。なお、お引受けする補償によっては、☆が付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの通知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご加入内容が変更になること等があります。なお、保険料が変更になる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

●告知事項・通知事項一覧

告知事項・通知事項は、お引受けする補償ごとに異なります。下表をご確認ください(項目名は異なることがあります。)

- ① 正しく告知・通知しただけない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

基本補償・特約	傷害補償	医療補償
項目名		
生年月日	—	★
性別	—	★
職業・職務*1	☆*2	—
健康状態告知*3	—	★

※★が付された事項は告知事項、☆が付された事項は告知事項かつ通知事項となります。

※すべての補償について「他の保険契約等」についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(子ども傷害補償)については、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

*3 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

●医療補償の「告知」(健康状態告知書)について

健康状態等は正しくお知らせください。過去に病気やけがをされたことがある方等でも、ご加入内容を制限してお引受けできる場合があります。

①告知義務について<ご加入時にお知らせいただくこと>

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、健康状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やけがをされたことがある方等への引受対応について

弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やけがをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、ご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)

③過去に病気やけがをされたこと等を告知された場合

お引受けについて、告知の内容から、以下のA~Cいずれかの決定とさせていただきます。

- A お引受けさせていただきます(補償対象外となる病気・症状の設定はありません。)
B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けさせていただきます(なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)
C 今回のお引受けはお断りさせていただきます。

④告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*1から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*2。

・責任開始日*1から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

・ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*3(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*1 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知された保険契約の支払責任の開始日をいいます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*3 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

なお、前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消し等となることがあります。

<新たな保険契約へお乗換えされる場合>

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

a.現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項

・多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなることがあります。



b.新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

- ・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等により、お断りをする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・一般の契約と同様に告知義務があります。新たにご加入の保険契約の場合は「新たな保険契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たにご加入に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。よって、告知が必要な過去の病気やけが等がある場合は、新たにお引受けができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除・取消し等となったり、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った病気やけがに対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。

⑤告知内容の確認について

ご加入後、保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

●その他ご加入後の変更等のご連絡について

○すべての補償共通

事故が発生した場合には、直ちに(医療補償については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。



9 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。



10 補償の重複に関するご注意

●個人賠償責任補償特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください。*1

*1 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

11 満期を迎えるとき

●保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合について

○保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

○補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる内容で更新されることや補償の更新のお取扱いを行えないことがあります。

●更新後契約の保険料について

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

●補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合について

医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

●更新後契約の補償内容を拡充する場合について

医療補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容を拡充する場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。

●保険金請求忘れのご確認について

更新してご加入いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

●更新加入依頼書等記載の内容について

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

●ご加入内容を変更されている場合について

ご加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時のご加入内容にて更新されます。



12 満期返れい金・契約者配当金について

●満期返れい金・契約者配当金はありません。

13 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
 - ・傷害補償で死亡保険金受取人を指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由を生じさせた場合
 - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺の行為があった場合 等

14 その他ご加入時にご注意いただきたいこと

- ①加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ②弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- ③ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- ④この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

- ⑤現在のご加入を満期日を待たずに解約され、新たにご加入されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。
 - ・返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。
 - ・新たにご加入の保険契約は、現在の保険契約に比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
 - ・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等によりお断りする場合があります。



東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

II ご加入後にご注意いただきたいこと



1 解約される時

●からだに関する補償における保険の対象となる方からのお申出による解約について
傷害補償・医療補償においては、保険の対象となる方からのお申出によりその保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

2 事故が起こったとき

- ①事故が発生した場合には、直ちに(医療補償については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ②賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- ③保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。なお、からだに関する補償において診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることがあります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人または保険の対象であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
 - ・弊社の定める就業不能状況記入書
 - ・弊社の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ④保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご対象の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ⑤保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ⑥損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- ⑦賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

3 ご加入後の変更

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。



4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下記のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。
医療補償		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

東京海上日動安心110番
(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



事故は119番・110番
0120-119-110

受付時間:24時間365日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
(「ア」行に登録できます)



東京海上日動火災保険株式会社

07E1-GJ05-11046-201411

<2013年10月1日以降始期契約用>